令和5年度富谷市地域水田農業推進協議会水田収益力強化ビジョン

│1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

富谷市は、宮城県のほぼ中央に位置し、市域面積は、49.18平方キロメートルで、豊かな自然に恵まれた標高100メートル程度の丘陵によって形成されている。

農地は、市の北部に位置する4地区と南部に位置する3地区にまとまっているほか、 丘陵地や沢筋や河川筋に分布している。

農地として保全を図るべき農業振興地域農用地区域は、435haが指定されており、そのうち富谷北部地域、富谷今泉地域、富谷南部地域の369haは土地基盤整備が行われたが、未整備である山間地域や沢筋においては地理的条件や生産調整等により不耕作地が増加しており、耕地面積は年々減少する傾向にある。

生産組織は、北部地区に2組織、南部地区に1組織が組織化され、大豆や水稲の受託を行っており、更なる農地の集積の推進、品質向上等は喫緊の課題となっている。

近年法人化も少しずつ増えて来ており、今後は農業担い手の確保・育成、生産基盤の整備、農地の利用集積、施設の近代化、営農指導に対する支援などを推進し、優良な農地や営農環境を確保するとともに、水稲に代わる経営の振興にあわせて、畜産、野菜、果樹、花卉等が複合経営された都市型農業を推進していく必要がある。また、地域資源や特性を活かしたプロジェクトを立ち上げており、「スイーツのまち」を見据えた「新特産果樹」や「はちみつ」、「富谷茶」、「いちご」と農林業を含めた1次産業が6次化や農商工連携を見据えた多角的な経営を実現することによる地域活性化を目指していくものである。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力 強化に向けた産地としての取組方針・目標

富谷市の総合計画の中でも基本方針を「暮らしを自慢できるまち」とし、その中の基本構想として「"とみやシティブランド"で自慢したくなるまちを創る」をコンセプトに進めている。特に"とみやシティブランド"として着目しているのが「スイーツ」であり、その原料となる食材を生産することで一次産業の活性化と地場産業の発展を目指し、将来的に6次化や農商工連携に繋げていくものである。

スイーツの原料としては、富谷市の特産品である「ブルーベリー」を中心として、新たな特産品になるように「シャインマスカット」「イチジク」「ぽろたん栗」「ラズベリー」「いちご」を育成するものである。特に果樹は育成に数年を要するため、検証にも時間と労力がかかるため、結果による早急な検討を行うものである。その他にも「茶木」を育成し、大正時代まで盛んだった「富谷茶」の復活やスイーツの原料としても利用することにしている。また、市内では養蜂も盛んであり、その蜜源を地力増進作物で賄う事で、養蜂の発展と地力の整った農地により高収益性作物を生産することによる二重の効果を上げることが可能である。これらの食材は地域のスイーツ店などへも販売しており、市と農商工連携による販売戦略が確立してきているが、今後はブランド化の確立と市外への販売にも拡大していくものである。

さらに、黒川地域の販売戦略として「曲がりねぎ」を推奨しており、農協との連携による独自の補助事業による管理機等を導入し生産性の向上に取り組んでいる。「直ねぎ」よりも付加価値をつけることでブランド化した販売戦略と新市場の開拓を行うものである。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

富谷市は仙台市に隣接することで農業の担い手の兼業化が進んでおり、適切な担い手の育成、認定農業者や法人への集積・集約化が近々の課題となっている。そのため、関係者との打ち合わせの結果、「人・農地プランの実質化」と合わせて、該当者との個別打合せにより集積・集約化を推進する必要があると話し合われた。

また、令和3年度の水田の利用状況を点検した結果、転作地が圃場整備等を行った 農振農用地と未整理地の沢田等での利用状況が大きく異なっていた。市内の農地の5 割程度では転作に取り組まれているが、その中の沢田地域を中心に畑作物の作付が定 着しており、ブロックローテーション体系ができていないため、活用方法が課題となっている。

しかしながら認定農業者は高齢化が進み、法人はまだまだ少ないのが現状であり、 農地の適正な管理のためにも家元就農での後継者への切り替えや集落営農の法人化 などを進めていくものである。このように法人などへ農地を集約化することで、荒廃農 地化への歯止めとなるように、農地の適正な管理がなされるよう指導を徹底していくも のである。

さらに、大豆や麦などの穀物類と飼料用米、水稲作付と飼料用米、蜜源作物でもある地力増進作物と高収益作物などの組み合わせによるブロックローテーションを推奨し、より収益のあがる体系を築いていけるよう指導をしていくものである。

また、畑地化を実施する場合には、水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針として、対象になると考えられる農業者に事前に相談するとともに、現地確認時に点検を行い、現況に合わせて再度所有者と検討を行うものとする。

4 作物ごとの取組方針等

(1)主食用米

品質向上や安定生産、省力・低コスト化に向けた技術対策を推進するとともに環境保全米の作付け等により、実需者のニーズに即応した米づくりを推進し、需要に応じた生産を目指すものである。

(2) 備蓄米

取組なし

(3) 非主食用米

主食用米の需要は、今後、更に減少が見込まれることから、主食用米に替わる 水田フル活用作物として、農業者が取り組みやすい米対応の転作作物である、飼料用米の生産維持、拡大を推進する。

ア 飼料用米

水田フル活用の基幹作物として、団地化や担い手への集積を行い、低コスト化を図りながら、耕畜連携を行う箇所に重点して飼料用米の作付を推進していくものである。また、多収性品種への作付誘導を行い、収量の増加に取り組む。

イ 米粉用米

取組なし

ウ 新市場開拓用米

取組なし

エ WCS用稲

畜産農家からの需要に応じた作付を推進していくものである。

オ 加工用米

取組なし

(4) 麦、大豆、飼料作物

大豆については、実需者との結び付きも強いことから、生産調整の基幹作物と して更なる作付拡大を目指すものである。

このため、産地交付金を活用し、大豆 300A技術の導入や病害虫防除、適期収穫等の徹底により、高品質化を図るとともに、機械の導入による省力化や団地化等による生産性・収益性の高い産地づくりを推進する。また、害獣による被害も拡大しており、物理柵や電気柵などの対策を徹底し、収量確保に努めるものである。 飼料作物については、家畜の粗飼料として担い手への集積を支援することで生産の維持拡大を図り、粗飼料の自給率向上を図るものである。

麦については、取組なし。

(5) そば、なたね

取組なし。

ただし、なたねについては、地力増進作物の対象作物としてのみ取り組むものである。

(6)地力增進作物

市で取り組む養蜂事業と連携し、蜜源作物としても活用できる地力増進作物(なたね、ひまわり、れんげ)を作付し、その後地力増進としてすき込むことで、スイーツの原料になる野菜(かぼちゃ、えだまめなど)の収穫量を上げるよう取り組むものである。

(7)高収益作物

産地直売野菜など、都市近郊の地域性を活かした土地利用型園芸を推進し、更には野菜の加工販売等の六次化を行い、農家所得の向上を図るものである。

「ブルーベリー」や「曲がりねぎ」は地場産品として生産されていることから、産地交付金を活用して地域振興作物として推進を図るものである。

更に、市の「スイーツのまちづくり」構想を考慮し、新たな特産品となるよう「ブドウ」「イチジク」「クリ」「ラズベリー」「いちご」の5品目も追加し、地元スイーツ店への地産地消を図りながら、産地拡大及び農家所得向上を目指すものである。

今後は、地力増進作物の作付により地力の回復を進め、高収益作物の作付拡大を図り、新たな品目の追加を模索しながら、「スイーツのまち」の定着を図るものである。

また、将来的には「富谷茶」を復活させるため、農地への植樹を推進し、茶畑の 形成を見据えた作付を推進していくものである。

|5 作物ごとの作付予定面積等| ~ |7 産地交付金の活用方法の概要

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等 うち		(単位:ha) 令和5年度の 作付目標面積等 うち	
作物等						
		二毛作		二毛作		二毛作
主食用米	274.9		264.8		264.8	
備蓄米	q		C)	C)
飼料用米	50.0		52.0)	52.0	
米粉用米	q		C)	C	
新市場開拓用米	q		C)	C)
WC S 用稲	3.1		3.4	•	3.4	
加工用米	q		C)	C	
麦	q		3.0		3.0)
大豆	50.0		55.0		55.0	
飼料作物	15.1		17.3		17.3	
・子実用とうもろこし	q		C		C	
そば	q		C		C	
なたね	q		C		C	
地力増進作物	1.0		1.0		1.0	
高収益作物	6.5		7.1		7.1	
・野菜	1.3		1.4		1.4	•
曲がりネギ	0.9		1.0		1.0	
イチゴ	0.4	,	0.4		0.4	
・花き・花木	0.0		0.0		0.0	
・果樹	4.8		5.2		5.2	
ブルーベリー	4.1		4.3		4.3	
いちじく	0.4	,	0.5		0.5	
ブドウ	0.1		0.2		0.2	
クリ	0.1		0.1		0.1	
ラズベリー	0.1		0.1		0.1	
・その他の高収益作物	0.4		0.5		0.5	
茶木	0.4	,	0.5		0.5	
その他						
•						
畑地化	0		C		C	

6 課題解決に向けた取組及び目標

	<u> </u>	<u>組及び日標</u>	1		1
整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
ш ¬					
1 大豆(基幹作物)				(令和4年度)	
	大豆のブロックロー テーションに対する助 成	大豆の作付面積 ブロックローテー ション面積 平均単収		55.0 ha	
			(令和4年度)	(令和5年度)	
			20.2 ha	1 4 . 0 ha	
			(令和4年度)	(令和5年度)	
				1 3 6 . 0 kg	1 0 3 . 0 kg
		会型が作物が実が変化 す	取組面積 作業時間削減(102	(令和4年度)	(令和5年度)
飼料作物(イタリアンライ 2 グラス、ひえ、あわ)(基 幹作物)				9 . 6 ha	17.3 ha
	飼料作物(イタリアンライ			(令和4年度)	(令和5年度)
	援	当たり)	1 1 . 0 h/10a	1 0 . 0 h/10a	
		集積率 	(令和4年度)		
					86.7%
3 飼料用米の生産ほ場の稲わら(基幹作物)			飼料用米作付面積 わら利用面積	(令和4年度)	
					55.0 ha
	耕畜連携・集積助成 (わら利用)	飼料用米作付面積の 内耕畜連携助成(わら 利用)に取り組んでい る割合	(令和4年度)	(令和5年度)	
			(令和4年度)		
				5 6 %	5 6 %
	曲がりねぎ・いちご (基幹 作物)	地域振興作物助成	作付面積	(令和4年度)	(令和5年度)
•			ППДШЯ	0 . 7 ha	1 . 5 ha
_	ブルーベリー・ブドウ・イ チジク・クリ・ラズベ リー・茶木 (基幹作物)	地域振興作物助成	作付面積	(令和4年度)	(令和5年度)
5			[] F 1 9 (四) / []	1 . 7 ha	2 . 0 ha
6 飼料用米(幹作物)	飼料用米(多収品種)(基	飼料用米多収品種支援	多収品種の導入面積 102当たり収量	(令和4年度)	(令和5年度)
				19.6 ha	2 0 . 0 ha
	幹作物)			(令和4年度)	(令和5年度)
				5 6 2 kg /10a	
	地力増進作物(ひまわり、 レンゲ、なたね(なのはな)) (基幹作物)		作付面積	(令和4年度)	(令和5年度)
7				0 . 0 ha	
8 🕯	(番件11-70) 飼料用米(基幹作物)	分)	海粉年却约1000年高	(令和4年度)	(令和5年度)
			複数年契約取組面 積・数量	34.2 ha•254.9 t	
			作付面積・数量	(令和4年度)	(令和5年度)
					5 2 . 0 ha· 2 7 0 . 7 t

必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名 :宮城県

協議会名 富谷市地域水田農業推進協議会

整理番号	使途 1	作期等2	単価 (円 /10a)	対象作物 ₃	取組要件等
1	大豆のブロックローテーションに対する 助成	1	10,000	大豆 (基幹作物)	プロックローテーションを実施し、隔年で大豆播種すること。 (大豆以外から大豆への転換)
2	飼料作物作業効率化支援	1		飼料作物 (イタリアンライグラス、ひえ、 あわ) 基幹作物)	飼料作物とし,自家利用計画の策定や,実需者等との利用供給協定の締結,収穫 出荷 販売を行うこと。
3	耕畜連携 集積助成 (わら利用)	3		飼料用米の生産ほ場の稲わら(基幹作物)	わら利用は利用供給協定に基づき実施する飼料用米生産 ほ場の稲わら利用の取組であり、かつ2ha以上の作業面 積で、次の全ての事項を満たしていること。
4	地域振興作物助成	1	8,000	曲がりねぎいちご(基幹作物)	収穫 出荷 販売を行うこと。
5	地域振興作物助成	1	8,000	ブルーベリー・ブドウ・イチジク・クリ・ラ ズベリー・茶木(基幹作物)	収穫 出荷 販売を行っている最長 5年間を対象。
6	飼料用米多収品種支援	1	5,000	飼料用米 (多収品種) (基幹作物)	実需者との出荷 販売契約を締結し 収穫、出荷 販売を行うこと。
7	高収益作物生産拡大支援	1		地力増進作物 (ひまわり、レンゲ、なたね (なのはな)) (基幹作物)	対象作物については、地力増進となることを目的としている ため肥培管理などを行い、閉花後にすき込みを行うことで 対象とする。
8	飼料用米の複数年契約助成 (令和 3年 度契約分)	1	3,000	飼料用米 (基幹作物)	生産者側 (生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側 (需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。

¹ 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「 (二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「 (耕畜連携)」と記入してくだった。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「 (耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

- 2 作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。
- 3 産地交付金の活用方法の明細 個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。
- 4 産地交付金の活用方法の明細 個票 の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。